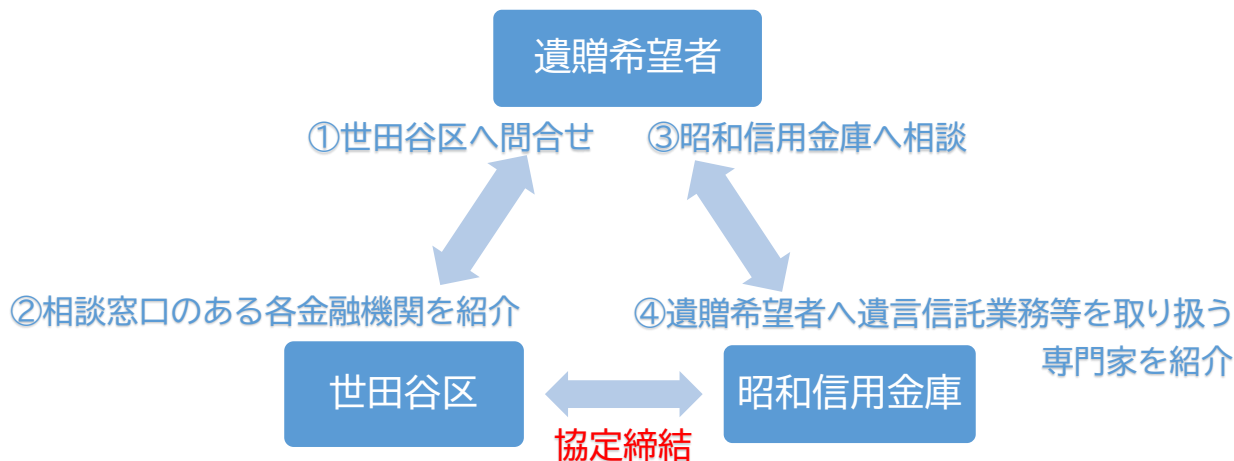


世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定締結について

昭和信用金庫（理事長：寄元 正則）は、令和7年2月10日（月）に世田谷区と「世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定」を締結しました。



世田谷区への遺贈について

世田谷区は、金融機関からの提案を受け、区への遺贈を希望される方の手続きを円滑に進めていくことを目的に、各金融機関と協定を締結いたしました。

相談窓口である各金融機関は、ご相談を伺い、遺言信託業務等を扱う法人等をご案内いたします。

※遺贈に関する相談は無料です。遺言信託業務等のサービス利用にあたっては各業者所定のご利用料金等が必要となります。



世田谷区役所にて締結（左：寄元正則理事長 右：保坂展人区長）



昭和信用金庫は、自身の資産を後世につなげ、住み慣れた地域で活かしてほしいという遺贈希望者の想いを実現するため、世田谷区と「世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定」を締結し、官民連携により世田谷区民からの遺贈のご相談に対応していきます。

